

震災により建て替えや買い替えを行った資産に対する固定資産税の減額

震災により滅失または損壊した家屋や償却資産の所有者がそれに代わる家屋や償却資産を取得すると、固定資産税が減額される場合があります。減額には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

○特例対象者

- 被災資産の所有者（共有名義の場合は、共有者を含む）
- 被災資産の所有者に相続が生じたときは、その相続人
- 被災資産を所有していた法人の合併または分割により設立された法人
- 代替家屋に被災家屋所有者と同居する三親等内の親族

など

○対象資産の要件

【家屋】

- り災証明書の判定が「半壊」以上であるもの（家屋の場合）。
- 取壊しや売却などの処分をしているもの。

【償却資産】

- り災証明書の発行を受けたもの。
- 被災償却資産と種類が同一であるものおよび使用目的または用途が同一であるもの。
- 震災により復旧や補強などを行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの。
- 除去や売却などの処分をしているもの。

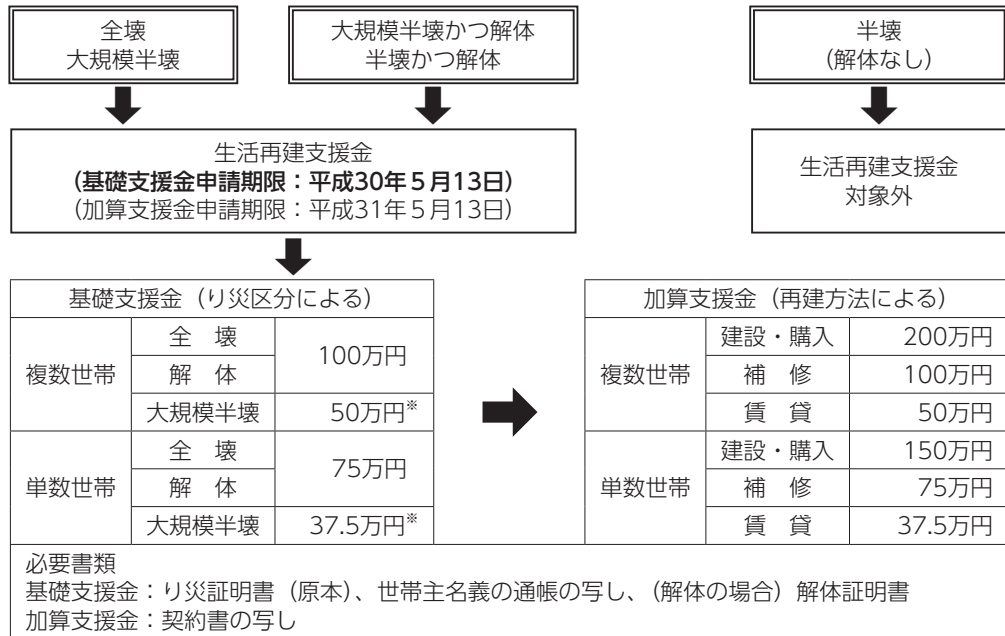
など

※被災資産の所有者とは、被災当時の所有者をいい、被災後に新たに取得した場合は対象外です。

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎096(293)3117

生活再建支援金の申請はお済みですか

熊本地震の被災で住家に被害を受けた世帯への支援について、申請期限をお知らせします。対象となる世帯で、まだ申請をしていない場合は、申請漏れがないように確認してください。



※大規模半壊で基礎支援金を申請後、やむを得ない事情により解体をされた場合、解体世帯として基礎支援金の差額を申請できます。

一部損壊世帯の修理費用に対する見舞金・義援金の申請期限は本年度末まで

一部損壊世帯見舞金・義援金（申請期限：平成30年3月31日）			
修理費の額	支援内容	支援額	必要書類など（共通）
10万円以上30万円未満	見舞金	一律3万円	り災証明書の写し 印鑑 修理費の領収書（原本） 修理費の内訳がわかるもの 世帯主名義の通帳の写し 写真
30万円以上100万円未満	見舞金	修理費用の10% （千円未満切捨）	
100万円以上	義援金	県義援金10万円 町義援金1万円	

●申し込み・問い合わせ 役場福祉課 福祉係 ☎096(293)3510

震災支援

熊本地震支援関連

●申し込み・問い合わせ それぞれの問い合わせ先にご連絡をお願いします。

熊本地震で被災された皆さんへの支援制度を紹介します。対象となる人は記事を確認し、必要な手続きをお願いします。より詳しい内容はそれぞれにお問い合わせください。

雑損控除(または災害減免法)の手続きはお済みですか

熊本地震による住宅や家財などの損害を、平成28年分の確定申告において申告していない場合は、税務署で期限後申告(または更正の請求)を行うことにより雑損控除(または災害減免法)を受けられる場合があります。

特に、平成28年分の所得を超える損失額があり、平成29年分の申告に損失額を繰り越す場合は、平成28年分の確定申告での雑損控除の申告をしておくことが要件となりますのでご注意ください。

所得税および復興特別所得税の軽減または免除	
対象となる資産の範囲など	雑損控除（所得税法） 住宅や家財（事業用の資産などを除く生活に通常必要な資産で、お墓なども含みます）
控除額の計算または所得税および復興特別所得税の軽減額	控除額は、次の①と②の算式で計算した金額のうち、いずれか多い方の金額です。
	① 損失額（地震保険などで受け取った保険金を控除した額） - 平成28年分の所得金額の10分の1
参考事項	② 損失額のうち災害関連支出 ^(注1) の金額 - 5万円
	・その年の所得金額から控除しきれない金額がある場合には、翌年以後3年間に繰り越して各年分の所得金額から控除することができます。 ・申告の際は住宅などに係る修理の領収証が必要です。 ・修理などの支出は、災害のやんだ日から1年（やむを得ない事情がある場合は3年）以内に支出したものが対象です。
参考事項	・原則として平成28年分の所得金額が1,000万円以下の人に限ります。 ・災害減免法による減免は、平成28年分の減免のみとなります。 ・災害減免法の適用を受けた後に雑損控除への変更をすることはできません。 ・災害減免法の適用を選択された場合は、別途役場税務課で住民税申告を行ってください。

注1 「災害関連支出」とは、災害により滅失した住宅や家財、お墓などの取り壊し、除去、原状回復費用など災害に関連して支出したやむを得ない費用をいいます。住宅の取り壊しを公費解体で行なった場合などは災害関連支出とはなりません。また、支出した費用が本体の損失を超えない場合には災害関連支出にはなりません。

住宅本体に係る損失額の計算

$$\text{損失額} = \left[(1 \text{ mあたりの工事費用}^{(注2)} \times \text{総床面積}) - \text{減価償却費} \right] \times \text{被害割合 (表1)}$$
$$\text{減価償却費} = (1 \text{ mあたりの工事費用}^{(注2)} \times \text{総床面積}) \times 0.9 \times \text{償却率 (表2)} \times \text{経過年数 (端数が6月以上の場合は1年で計算)}$$

注2 木造：166,000円、鉄骨鉄筋コンクリート造：233,000円、鉄筋コンクリート造：232,000円、鉄骨造：219,000円
なお、取得価格が明らかである場合は、「(1 mあたりの工事費用^(注2) × 総床面積)」を「取得価格」に置き換えてください。

家財に被害があった場合の損失額の計算

$$\text{損失額} = \text{家族構成別家庭用財産評価額 (表3)} \times \text{被害割合 (表1)}$$

※家財の取得価格が明らかである場合は、「家族構成別家庭用財産評価額（表3）」を「取得価格－減価償却費」に置き換えてください。

表1		表2		表3		
り災区分	被害割合	建物の構造		償却率	世帯主の被災当時の年齢	世帯主が独身の場合
全壊	100%	鉄筋鉄骨コンクリート造または鉄筋コンクリート造		0.015	29歳以下	500万円
大規模半壊	50%	れんが造、石造またはブロック造		0.018	30～39歳	800万円
半壊		金属造	骨格材の肉厚4mm超	0.020	40～49歳	1,100万円
一部損壊	5%		骨格材の肉厚3mm超4mm以下	0.025	50歳以上	1,150万円
			骨格材の肉厚3mm以下	0.036		
		木造または合成樹脂造		0.031		
		木骨モルタル造		0.034		

●問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117

雑損控除に関する相談会

下記の日程で相談会を開催します。相談は事前予約制となっておりますので、希望する人は役場税務課に電話予約をお願いします。なお、相談する内容によっては、雑損控除が適用にならない場合や税務署をご案内することがあります。予めご了承ください。

◆当日の持参物 ①り災証明書 ②受け取った保険金額がわかるもの ③住居・家財・お墓などの修繕や撤去費用の領収書 など

期 日	時 間	場 所
12月14日(木)・15(金)・16日(土)	9:00～16:00	役場税務課

●相談会の申し込み・問い合わせ 役場税務課 住民税係 ☎096(293)3117